



# 決算短信・四半期決算短信 作成要領等

2017年2月  
株式会社東京証券取引所

- この作成要領は、2017年3月末日以後に終了する連結会計年度又は四半期連結累計期間の決算又は四半期決算に係る決算短信又は四半期決算短信から適用します（早期適用はできません。）。



## 1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第404条】

また、開示した後に、開示した内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、「決算発表資料の訂正」として開示することが義務付けられています。なお、開示した決算の内容につき、有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合の「決算発表資料の訂正」の開示については、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと東証が認める場合を除き、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとしています（詳細については、後述の「発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い」を参照してください）。

【上場規程第416条第1項、第2項】

### (2) 決算短信等の開示に関する要請事項

上場会社の決算に関する情報は、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な会社情報であることを踏まえて、東証では、決算短信等の開示について、以下のような要請を上場会社に対して行っています。

#### ① 決算発表の早期化の要請

- ・ 東証では、上場会社の決算短信又は四半期決算短信の開示時期について、以下のような早期化の要請を行っています。なお、当然ながら、個別の事情等により、以下の要請どおりの時期には決算又は四半期決算の内容を適切に開示することができない場合も想定されるところです。上場会社におかれては、開示される決算又は四半期決算の内容の正確性を欠くことのないようご留意ください。

#### 〔決算短信の開示時期について〕

- ・ (1) のとおり、上場会社は、決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示することが義務付けられていますが、投資者の投資判断に与える影響の重要性を踏まえ、上場会社においては決算期末の経過後速やかに決算の内容のとりまとめを行うことが望まれます。
- ・ とりわけ、事業年度又は連結会計年度に係る決算については、遅くとも決算期末後45日（45日目が休日である場合は、翌営業日）以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当であり、決算期末後30日以内（期末が月末である場合は、翌月内）の開示が、より望ましいものと考えられます。
- ・ 上場会社各社におかれては、決算の内容の早期開示に向けて、決算に関する社内体制の整備及び充実にお努めいただくようお願いいたします。
- ・ なお、事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容の開示時期が、決算期末後50日（50日目が休日である場合は、その翌営業日）を超えることとなった場合には、決算の内容の開示後遅滞なく、その理由（開示時期が決算期末後50日を超えることとなった事情）及び翌事業年度又は翌連結会計年度以降における決算の内容の開示時期に係る見込み又は計画について開示してください。

#### 〔四半期決算短信の開示時期について〕

- ・ 四半期決算の内容の開示については、金商法に基づく四半期報告書の法定提出期限が45日とされていることを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりません。
- ・ 上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等にお取り組みください。

- なお、上場会社は、四半期決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられておりますので、四半期決算の内容が定まったにもかかわらず、その開示時期を遅延させることはできません。したがって、上場会社は、遅くとも、金商法に基づく四半期報告書の提出までには、四半期決算発表を行うことになるものと考えられます。

**〔決算短信等には監査等が不要であることについて〕**

- 決算の内容の開示について、上場規程においては、「決算の内容が定まった場合」に直ちにその内容を開示することを求めており、監査や四半期レビューの手続きの終了は開示の要件とはしていません。これは、決算短信等には、事業報告等や有価証券報告書などの法定開示に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割が求められるためです。決算短信等における決算の内容の客観性は、監査等により確定した決算の内容が法定開示として後から開示されることで、担保されることとなります。
- 東証では、決算短信等が速報としての機能を十分に発揮できるよう、監査や四半期レビューの終了を待たずに早期の決算短信等の開示をお願いしており、過半の上場会社が監査等の終了前に決算短信等の開示をしています。
- その一方で、会社法監査の終了後に決算短信を開示している会社が全上場会社の約4割、四半期レビューの終了後に四半期決算短信を開示している会社が約1割あるなど、監査等の終了後に決算短信等を開示している会社も少なくありません。決算短信等の意義は法定開示に対する速報にあるということ踏まえて、監査等の終了を待たずに、「決算の内容が定まった」と判断した時点での早期の開示を行うよう、改めてお願いします。

(以下、省略)